

01

生活や居住に関する相談支援を充実します

住居確保要配慮者が、地域において安定した生活を送ることが出来るように、生活支援体制の確立をめざした取り組みを進めます。

そのため、三重県居住支援連絡会が開催する相談会の案件だけではなく、各関係機関から寄せられる相談等について、相談案件ごとの、さまざまな課題に対して解決に向けた支援を行います。

また、各関係機関とも相互に情報を共有することにも努め、入居後のフォローアップについても行っていきます。

02

賃貸住宅等の入居保証に関するシステムの構築をめざします

今後想定されている少子高齢・人口減少社会の到来とともに、地域においてひとり暮らし世帯等の増加が見込まれ、保証人の確保が困難になると思われます。保証人がいないことを理由に、賃貸住宅等に入居できないなどの不利益をもたらすことがないようなくみづくりに取り組んでいく必要があります。

そのため、地域住民や支援に携わる関係機関、各種団体等と連携し、新しい保証システムの構築をめざした取り組みを推進します。

※住居確保要配慮者とは

さまざまなバックグラウンドを理由に、賃貸物件を借りられない等の住まいの選択肢に制限のある人のことをいいます。

03

居住支援団体間の連携体制の構築をめざします

住まいに関する支援をより充実させるため、三重県指定の住宅確保要配慮者居住支援法人である伊賀市社会福祉協議会をはじめとした居住支援に関わる関係機関等が、連携して支援を行う体制づくりをめざします。

04

一時的な住まいの確保に対する支援を行います

住居を持たない人や車中泊、インターネットカフェ宿泊を続けている、知人宅を渡り歩いている等の不安定な居住形態である人に対して、一定の期間を定めて緊急的に宿泊場所や衣食を提供できる体制を整備します。そして、その後の安定した生活に向けて、就労支援や継続的に利用することが可能な制度や、サービスへつないでいく等の支援を行います。

また、支援が必要な方の一時的な宿泊場所を確保するために、さまざまな福祉サービスを実施している事業所や、一般事業所とも連携を深め、支援を行っていく体制を充実させます。

01

**2025 年問題、2040 年問題を見据えた地域医療の
カタチづくりを進めます**

伊賀市では 2017（平成 29）年 10 月に、「2025 年問題」に対応できる地域医療のカタチづくりのために、「市内 2 基幹病院の役割と連携強化」「二次救急医療のさらなる充実」「看護師等医療人材の確保・育成」「在宅医療をサポートする在宅医療センター機能の創設」「3 つの地域包括ケア圏域を軸とした在宅医療スタイルの構築」という 5 つのプロジェクトを中心とした「伊賀市地域医療戦略 2025」を策定しました。

この戦略に基づいて、救急医療、在宅医療、人材育成の視点から、この 5 つのプロジェクトの実現に向けて取り組んでいます。

引き続き市民が安心して救急医療を受けられるカタチづくり、在宅医療を選択できる環境づくりをめざし取り組みを進めます。

併せて、高齢者人口の増加と現役世代の減少による人材不足などが見込まれる「2040 年問題」を見据えた新たな戦略の検討も進めます。

※2025 年問題とは

西暦 2025 年以降、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、日本が超高齢化社会になることで、医療や介護に携わる人材の不足や、社会保障費の増大が問題になることをいいます。

※2040 年問題とは

西暦 2040 年に、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、高齢者数がピークに達することで、日本社会が直面すると予測されている内政上の危機のことをいいます。

02

オール伊賀市で安心して在宅で暮らせるための 取り組みを進めます

伊賀市では、地域福祉計画推進委員会の専門部会の一つとして、2012（平成24）年度に、医師や歯科医師、薬剤師、訪問看護師、訪問療法士、医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャー、社会福祉法人、行政で構成する「保健・医療・福祉分野の連携検討会」を立ち上げ、医療や介護ニーズのある人が、在宅で暮らし続けるための課題把握や、課題解決に向けた事業に取り組んでいます。

現在、患者さんやその家族もネットワークの一員となった、オール伊賀市による「お薬手帳を活用した在宅患者サポート事業」に取り組んでいます。

引き続き、市民の皆さんが安心して在宅で暮らせるための取り組みを進めるとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を取り入れた新たな事業展開の検討も進め、「2040 年問題」を見据えた全世代型地域包括ケアシステムの構築に取り組めます。

※DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは

IT（Information Technology/情報技術）の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念のことをいいます。

01

健康づくり事業を推進します

地域において、住民自らが主体的に健康づくりに取り組むことが出来るように、住民自治協議会をはじめ地域にある各種団体等に健康に関する情報を提供します。また、身近なところから忍にん体操等健康づくりに取り組むことが出来るようなくみづくりをしていき、自助の取り組みを進めます。

02

生活習慣病等の予防及び重症化の予防を推進します

生活習慣病について、早期発見及び早期治療のために、がん検診、特定健診、歯周疾患検診等の各種検（健）診を、円滑に実施していくとともに、受診意識の向上につながるよう取り組みを進めます。

また、いつまでも健康で暮らせるように、生活習慣病等の重症化による身体機能の低下を防ぐため、ひとりひとりが自分自身の健康問題に気づき、食生活の改善及び運動習慣の定着等の生活改善をめざした、継続的な健康づくりに取り組んでいくことが出来るように支援をしていきます。

03

若い世代からの健康づくりを推進します

若い世代から健康づくりに取り組むことが、将来の生活習慣病等の予防につながります。

学校や企業と連携して、若い世代が利用しやすい各種SNS等を活用し、健康に関する情報提供や継続して健康づくりに取り組むしくみをつくり、生涯を通じ健康づくりができるように支援していきます。

04

感染症予防対策を推進します

新型コロナウイルス等感染症を予防するため、ソーシャルディスタンスの確保、マスク着用の徹底や手指消毒等をはじめとした「新しい生活様式」を、広く市民に周知及び啓発します。

※ソーシャルディスタンスとは

社会的距離を意味する言葉で、感染拡大を防ぐための人的接触距離の確保として考え方が提唱されました。

01

交通及び移動に関する取り組みについて

都市間を跨ぐ軸線から各世帯に近い交通まで、市民の暮らしを支え、都市構造にも資する地域公共交通ネットワークを形成します。

そのために、分かりやすい情報の提供や乗り継ぎしやすいダイヤ設定など、サービスの充実を図るとともに市内の交通手段を総動員して、公平に移動でき、地域の移動性が高まる取り組みを進めます。

そして、地域公共交通の必要性をより多くの市民に理解いただき、自発的な協力・利用をしていただくよう地域公共交通に対する機運の醸成を図るとともに、持続可能なサービス提供に向け、市民・地域・市・交通事業者・企業等が連携した取り組みを推進します。

また、移動手段に制約があり、買い物や通院等の日常生活に困難が生じている人の支援が地域課題になっていることから、公共交通を補完する移動手段を充実させるために、交通担当部局等と連携しながら、課題解決に取り組みます。

02

人権課題解決に向けた取り組みについて

誰もが人権を尊重し合えるまちづくりをめざすために、人権地区別懇談会等の機会を通じて、人権教育・啓発を推進し、市民の人権意識の高揚を図る取り組みを行うとともに、人権を侵害する事案の発見やその防止体制を確立するために、人権課題別のガイドラインを作成し、人権侵害に対する周知や早期発見・解決・防止対策を行います。とりわけ隣保館に関しては、地区における福祉の拠点として位置付け、相談体制の充実等を図ります。

そして、支援関係機関とも連携を行い、さまざまな人権課題別にその解決に向けた体制を構築します。

03

多文化共生のための取り組みについて

日本語が分からない外国人住民に対しては、多言語による相談窓口を設置し、問題を抱え込まず、早期解決ができる体制を整えます。必要な行政情報や社会のルールについて、正しく理解してもらえるよう、文書を翻訳したり通訳による支援業務を行うほか、窓口ではやさしい日本語での対応を行います。

また、国籍や多様な文化の違いを認め、理解するために市民同士が交流できる事業を充実していきます。併せて、外国人住民に必要な情報については、伊賀市多文化共生センターにおいて、ホームページやフェイスブック等のインターネットやSNS等を利用して発信していきます。

また、国籍や文化、様々な背景や価値観を持った人々が互いに認め合い、交流の輪を広げて多様性を活かしたまちづくりを推進するため、多様性・包摂性の実現への社会動向や社会経済情勢の変化を踏まえて、地域の実情にあった多文化共生指針を策定し、多文化共生施策を推進することを促進していきます。

04

文化的な活動の取り組みについて

文化芸術を鑑賞する、参加する、創造することは生まれながらの権利です。高齢者や子ども、障がい者、働く世代、子育て世代、介護世代などを含むすべての市民が文化芸術に親しむことができるよう、各分野との連携を深め、鑑賞・活動の機会を創出します。

また、誰もが文化芸術を身近に感じられるきっかけとなる機会や場を提供するとともに文化芸術活動を通じた個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

第 5 章

6つの充実

誰もが笑顔でいきいきといつまでも暮らせるように、
支え合いやつながりが充実したまちをめざします。

基本理念を達成するために、持続可能な地域づくりやオール伊賀市で連携して取り組んでいくしくみ、そして支え合いの基盤やつながりを強めていく6つのことを充実させる取り組みを進めます。

- 1** みんなでつくる地域福祉コミュニティ・・・ 69
- 2** 多機関の連携による福祉の「わ」づくり・・・ 73
- 3** つながりあえる地域づくり・・・ 77
- 4** 安心と安全のまちづくり・・・ 81
- 5** これからの人材を育成するしくみづくり・・・ 87
- 6** 生きづらさを抱えた人に寄り添う社会づくり・・・ 91

これからの地域づくりのしくみを実現します

伊賀市では、第3次計画において、住民主体による地域課題解決に向けた協議を行う場である「地域福祉ネットワーク会議」を住民自治協議会単位で設置することに取り組みました。

現在はほぼすべての住民自治協議会単位で設置を終え、ネットワーク会議間の連携を深めるために、地域福祉ネットワーク会議連絡会を設置しました。

これからの地域づくりのしくみを考える際に重視するのは、これまで積み上げたものを活かしていくということで、決して今までにない新しい何かを生み出すことではありません。これまでから地域にあるものや地域で行ってきていることで、今までは気付かなかった、何気なく見過ごしてきてしまったものを、別の視点から見つめなおすことで、発見することや気づくことでつくりあげることができます。本計画では、地域福祉ネットワーク会議をベースに、わたしたちが暮らしている地域において、ひとりひとりが社会とのつながりを持ち、誇れるモノを確認できる、答えることができるそんな地域の宝物を見つけられる地域づくりを支援します。

01

既存の拠点やしくみを最大限に活用します

第3次計画において全住民自治協議会単位で設置をめざした地域福祉ネットワーク会議は95%まで設置は終わっていますが、引き続き未設置地区への設置支援と設置地区の運営支援を行います。そして地域福祉ネットワーク会議間の連携を構築するための地域福祉ネットワーク会議連絡会の運営についても支援を行うことで、各地域の運営等における課題の解決や改善を行うことにつなげていきます。

こうした地域福祉ネットワーク会議の設置及び運営支援や地域福祉ネットワーク会議連絡会の活動を円滑に進めていくために、地域に出向いて地域支援を専門的に行う「地域福祉コーディネーター」を配置します。

そして、この地域福祉ネットワーク会議をベースに、ニーズや課題に応じた柔軟で多様な主体によるプラットフォームの形成に向けて支援します。プラットフォームの形成の仕方にはさまざまな方法があり、形成されたプラットフォーム自体も地域の特性に合わせてさまざまな形になりますが、共通しているのは地域住民が誇れるモノであるということです。計画期間中にそんなプラットフォームが1つでも多くできるように支援します。そのためにも、既存の施設等を地域拠点として活用する等、地域コミュニティ機能を高める取り組みを推進します。

地域福祉ネットワーク会議

- ・住民主体による地域課題解決に向けた協議の場

地域福祉ネットワーク会議 連絡会

- ・ネットワーク会議間の相互連携の構築

多様な主体が集い形成する プラットフォーム

- ・地域の特性に応じ、多様な主体によりつくり出す

02

地域住民や多様な主体による地域活動を支援します

地域生活において、既存の取り組みでは対応できない制度の狭間となる問題や、ひとりひとりでは解決が困難な生活課題が発生しています。他人事を「我が事」に変え、お互いさまの精神により「みんなでつくる地域福祉コミュニティ」を実現していくためには、住民を主体とした地域課題を把握して解決を試みる体制の充実が必要です。

地域づくりのコーディネート機能を担う「地域福祉コーディネーター」は、人づくり、拠点づくり、活動支援、財源確保、ネットワークの構築、情報支援などを行います。多様な主体が、活動分野を越え協働して地域課題解決に取り組めるように支援します。その他、活動団体が実施する事業や活動がどのような社会的・環境的な成果が得られるかを見直すなどのコンサルティングを行い、活動団体の課題解決力を高めながら、地域の活性化をめざします。

03

支え合いやつながりを育む活動を支援します

オンリーワンの地域づくりの推進として、現在でも一部の地域ではオリジナル性を出したカフェや市場等のコミュニティビジネスを核にした地域づくりが行われていますが、このような地域をさらに広げていき、地域住民がいきいきと活動できる場を作ることで、支え合いやつながりを育む取り組みについて支援します。

※コンサルティングとは

本来の意味としては経営者等に解決策を示し、その発展を助けることを意味しますが、ここでは広義として活動団体等に対して、ファンドレイジングなどの組織基盤強化を通じて、団体の活動の発展をサポートしています。



多機関が連携した福祉の「わ」を創造します

伊賀市には、社会福祉法人・NPO 法人・民間の事業者等のさまざまな機関があり、すべての機関が、市民が暮らしやすい、住んでいてよかったと思えるまちづくりをめざして取り組みを行っています。

それぞれの業種や分野を超えて連携することで、相乗効果が生まれ、福祉が充実したまちになると考えています。

01

多職種連携による取り組みをすすめます

保健・医療・福祉分野における連携を深め、お薬手帳を活用して、在宅患者支援のしくみづくりに協働して取り組んできました。これにより、専門職ごとによって行われていた支援が、横のつながりをもって行われるようになり、医療ニーズのある人が在宅で安心して暮らしていくことが出来るようになりました。

また、専門職同士の意識にも変化が現れ、多職種が連携した取り組みを推進することが支援を受ける人だけではなく、支援をする側にとってもプラスになるということも分かってきました。

引き続き多職種が連携し、取り組みを進めていくことで、市民ひとりひとりが幸せに暮らしていけるまちづくりを推進していきます。

社会福祉法人連絡会による取り組みを推進します

伊賀市では、それぞれの社会福祉法人が連携して、地域貢献活動を行うことを目的として 2016（平成 28）年 2 月に「伊賀市社会福祉法人連絡会」が設立され、これまでにセミナーの開催や、人材の派遣、物品等の貸し出し、また新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大の影響で生活に困っている人の支援のためのフードパントリー（食材提供）事業を行い、地域貢献活動に取り組んできました。

また、災害時においては福祉避難所として指定されている施設もあり、避難者の受け入れや、万が一被災しても福祉避難所として運営するため BCP（事業継続計画）についても相互で協力して作成を行う取り組みを行いました。

さらに、不足する福祉人材の確保のために、福祉体験教室の開催や外国人を対象にした「福祉の仕事」に関する DVD を作成し、幅広く人材確保に取り組んでいます。

今後は、福祉避難所としての体制を強化していくことに加え、福祉的ケアが必要な方への専門職の派遣や、福祉や介護に携わる人材育成等について、さらなる連携強化により取り組みます。

また、社会福祉連携推進法人制度という新たなしくみが示された中で、地域共生社会の実現のために、分野を超えた連携支援を行うことや、災害時対応・感染症対応・人材不足への対応という大きな共通課題に取り組み、他の事業者等と連携してさらなる地域貢献活動を行うために、ネットワークの拡充をめざします。

※社会福祉連携推進法人制度とは

社会福祉法人は、経営基盤の強化に加えさまざまな福祉ニーズに対応することが求められており、そのための社会福祉法人間の連携方策に係る選択肢の1つとして、社会福祉連携推進法人を創設して連携に取り組むことが 2020（令和 2）年の社会福祉法の改正により示されました。

さまざまな事業者等と連携を行います

伊賀市では、市内にあるさまざまな事業者と協定を締結し、地域における見守り活動をはじめ、伊賀市が行う事業の啓発や周知を行っていただいています。

これまで福祉のさまざまな支援の特徴としては、相談に来た人に対応することが主なもので、アウトリーチの部分に弱みがありました。各事業者と協定を締結することで、アウトリーチの強化につながると考えています。これからもさまざまな事業者と協定を締結することで、弱みを補えるように努めていきます。

また、地域食堂や学習支援を地域で行って活躍するボランティア団体が増えてきましたが、そういった団体の育成を今後行うとともに、継続して活動を行えるように支援します。

そして、市が中心となって事業者間の連携を構築し、分野を超えた協働を行い、オール伊賀市による福祉のまちづくりに取り組みます。



つながりあえる地域づくりを実現します

社会や地域とつながりたいのにつながることが出来ない等、人や社会との関わりの中で困難を抱え、生きづらさを感じて望まない孤立をしている人が増えているという課題が浮き彫りになりました。

これは地域における支え合いの基盤・つながりが希薄化していることが原因として考えられます。

伊賀市では本計画において、住民相互で支え合う関係づくりを充実させることをめざして取り組みを進めます。

01

再犯防止に向けて取り組みます

刑務所に再び入所した人のうち約 7 割が再犯時無職であったり、仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人の再犯率より約 3 倍高いことから、不安定な就労が再び罪を犯すリスクになっていることが明らかになっています。

また、適切な住居が確保されないまま刑事施設を出所した人が再犯に至るまでの期間は、出所後の住居が確保されている人と比較して短いことが分かっています。

さらに、高齢者が出所後 2 年以内に再び刑務所に入所する割合は、全世代の中で最も高く、短期間で再犯に至る傾向があります。知的障害のある人も全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

このようなことから、罪を犯した人の生活基盤の不安定さが、再犯につながる原因と考えられます。犯罪をした人等が必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関等と連携を強化します。

そして、罪を犯した人の立ち直りを支えていくため、更生保護団体と協働し「社会を明るくする運動」を実施し、趣旨の啓発に努めます。

02

ひきこもりサポートの取り組みを拡充します

ひきこもりなどの「生きづらさ」について、本人や家族、地域の人々が気軽に相談することが出来る窓口を設置するとともに円滑な運営を行うことに努めます。

そして相談窓口とともに、気軽に利用することが出来る居場所の確保や、本人が社会参加いきいきと活躍が出来る場や機会づくりを進めます。

また、ひきこもりなどの「生きづらさ」について、啓発に関するイベント等も開催することで、市民に広く正しく理解をしてもらい、その「生きづらさ」が少しでも軽減されるよう努めます。

そのために、世代や分野を超えた支援関係機関によるネットワークの構築を行い、連携した支援を行える体制づくりに取り組むとともに、ひきこもりサポーターを養成して、さまざまな角度から支援を行います。

03

孤立のない社会の実現をめざします

住み慣れた地域で助け合い、支え合い暮らしていくためには、普段からの何気ない声かけのようなちょっとした交流が大切です。自分の身の回りにどんな人がいるのかという意識や、誘い合う気持ちを持つことを呼びかけます。

併せてつながりを持つために、元気なうちからの積極的な社会参加を促すとともに、場づくりやしくみの構築が必要であり、そのような取り組みを支援します。

ただ、孤立や孤独に関する課題は制度や事業だけでは対応できないことも多く、正しい理解が必要であり、回り道でも本人の話をしっかりと聴き、丁寧な対応を心掛け支援します。そのために、課題を抱えた人を住民同士で支え合えるしくみづくりを進めます。

04

自殺対策の取り組みを進めます

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合は誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識になるよう普及啓発に努めます。また、さまざまな悩みや生活上の困難を抱えた人に対して早期の気づきが重要であることから、市民ひとりひとりが身近な「ゲートキーパー」として行動できるよう人材育成を図っていきます。

そして、自殺の背景にあるさまざまな悩みを包括的に支援できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、必要とする人が相談窓口を知り相談を受けやすいよう周知を行います。

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やす取り組みが重要です。生きづらさや悩みを抱えた人が、孤立することなく、地域とつながり、支援を受けることができ、悩みを抱える人を支える家族等の支援者が孤立しないよう、支援関係機関が連携・協働するしくみを構築し、地域におけるネットワーク強化に努めます。

※ゲートキーパーとは

心の不調のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る役割ができる人のことをいいます。